

## 5 6 風水害に備える

近年、豪雨や台風等の大規模な風水害が発生しており、危険物施設においても、浸水による電気設備の故障、タンクへの水混入、強風による防火塀や設備・機器の倒壊、キャノピーからのパネル落下などの被害が生じています。

風水害の被害を最小限に抑えるためには、事前の備えが大切です。

### ◎危険物風水害対策ガイドライン

危険物施設の風水害対策の一層の推進について（消防庁）

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/210330\\_bousai\\_41-kiho\\_49.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/210330_bousai_41-kiho_49.pdf)

#### 1 平時から備える

- ・危険物施設がある地域のハザードマップを確認し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨に伴う浸水高さ等を確認しておく。
- ・想定されるリスクに応じた対策の計画策定と定期的な訓練を実施する。  
（予防規定を定めている事業所は規定に定める）
- ・土のうや止水板等必要になるものを準備しておく。

#### 2 風水害の危険性が高まってきたとき

- ・気象庁や自治体が発表する防災情報を確認する。
- ・土のうや止水板の設置等により浸水や土砂流入を防止する。
- ・避雷物により配管等が破損した場合を想定し、配管の弁等を閉鎖する。
- ・危険物の製造や取り扱いをあらかじめ停止しておく。
- ・施設外に危険物が流出しないよう、オイルフェンス等を適切な場所に設置する。



#### 3 天候回復後の措置

- ・点検を行い、必要な補修をした後で再稼働する。通電火災や漏電防止のため、電気設備や配線の異常がないか確認する。
- ・危険物を取り扱う設備や配管が損傷している可能性があるため、作動状況や気密性、危険物への水の混入についても確認する。

## 県内の事故事例

給油取扱所において、防火塀に設置されている上板不燃ボードの固定が不十分であったため、台風の強風を受けた際にボード1枚が剥がれて破損したものの。(H30)

